

# BTMU CHINA WEEKLY

## EXPERT VIEW: 外商投資企業における経営範囲超過規制の緩和

中国の会社は、その営業許可証に経営範囲が明記されます。会社がこの経営範囲を超過して行う経営活動は違法であり、また、この活動にかかわる契約はその効力が認められないと過去考えられてきました。経営範囲による会社の活動規制は現在も存在するのですが、今回は、当該規制の意味を現行法を前提にどのように考えるべきかについて、検討してみたいと思います。

Q：当社（A社）は、2000年に当社製品を中国で製造することを目的として、独資会社B社を設立しました。B社の経営範囲は、「製品、製品の製造及び自社製品の販売、アフターサービスの提供、上記製品に関する技術サービス及びコンサルタントの提供」とされています。

この度、当社は、中国顧客向け製品を試作し、その性能、使用試験（中国のユーザーにおける試験使用を含みます。）を実施した上でB社の製造・販売する製品にこれを加えるかどうかを検討・決定する予定です。上記の製品は、B社が現在製造する製品、製品とは関係がない製品なのですが、中国現地での性能試験や中国のユーザーの試験使用の結果の収集及び分析等を、B社の品質管理部門に有償で業務委託したいと考えています。B社は、試作製品の輸入、ユーザーへの供給等にはかわらず、上記の試験等の役務を提供するのみなのですが、B社の経営範囲の記載を超える業務に該当してしまうようにも思われます。B社を通じて、B社の顧問弁護士に意見を聞いたところ、「本件の試験等の業務については、行政許可等の法規制が適用される業務でなく、「改正会社法」施行後は、法的に問題とされる業務ではない。問題なく実施することができます。」との回答をいただきました。

中国の会社は、営業許可証に記載される経営範囲の中でしか業務を行ってはならず、これを超過する業務を行うことは違法であるとの説明を従前から受けていたのですが、「会社法」の改正により、上記の制度が変更されたのでしょうか？

A：まず、「会社法」の改正により、会社の経営範囲を超える経営活動が原則として適法とされたという理解は、議論はあると思うものの、合理的な理解とは思われません。とりわけ、外商投資企業については、上記のような行為について行政処罰を科すことを明記する行政解釈が存在し、上記の理解により外商投資企業の経営活動の適法性の範囲を判断することは適当ではありません。

他方で、経営範囲による会社の経営活動規制については、行政処罰を科することをもって規制の法目的を実現するだけの合理性があることが必要です。刑事処罰や行政処罰は、国家権力による財産権の侵害行為であり、その根拠となる法目的の実現の観点から抑制的に行使されるべきという抑止規範が常に適用されると考えることもできます。

本ケースについていえば、B社の経営範囲の文理のみを厳格に解釈すれば、経営範囲を超過する取引行為であり違法な経営活動に該当すると判断され、行政処罰が科される理論的なおそれがあるともいえると思いますが、その結論は、やはり異常な感があります。本ケースでは、試作に係る製品をB社が将来導入することができるかどうかをB社の親会社であるA社と共に検証するという目的の下、その過程で生ずるB社の役務に対して親会社はその費用相当の対価を支払う取引のようです。このようなB社の事業の継続・発展にかかわる附随的な取引行為をも経

営範囲規制をもって行政処罰の対象とするという扱いは、やはり、行政処罰規制の目的を超えた扱いと解釈することができるように思います。

## 1 経営範囲超過経営活動の法規制の変遷

中国の会社等がその経営範囲を超えて取引行為を行った場合には、中国の古い議論では、当該取引行為は、会社等の権利能力の範囲を超える契約（法律行為）であり、理論的に、法的効力を認めることができない無効な行為であるという理解が有力に主張されていました。しかし、1999年12月19日に公布された「最高人民法院の『中華人民共和国契約法』の適用に係る若干の問題に関する解釈（一）」第10条は、「当事者が経営範囲を超えて締結した契約について、人民法院は、これにより契約を無効と認定しない。ただし、国が経営を制限し、及び経営を許諾し、並びに法律、行政法規が経営を禁止する規定に違反した場合を除く。」と定め、上記のような取引も私法上の効力は、原則として否定されない、即ち、有効な契約として当事者を拘束するという司法解釈が示され、これが現在、定着した解釈となっています。

しかし、上記の私法上の契約の効力の問題と、経営範囲を超過した経営活動を行うことの違法性の問題は別に考えることができ、契約は有効であるが、これを行った会社等は違法経営活動をした事実をもって行政処罰等を科するという理解もありえます。上記の司法解釈が公布された時の「会社登記管理条例」第71条には、「審査承認され登記された経営範囲又は経営方式を超えて経営活動に従事した場合には、会社の登記機関が是正を命じ、1万元以上10万元以下の罰金を併科することができる。事情が重大な場合には、営業許可証を取り消す。」と規定されており、明確に経営範囲を超過する経営活動を違法な経営活動とする旨が定められていました。

上記の「会社登記管理条例」は、2006年1月1日から施行された「改正会社法」とほぼ時期を同じくし、2005年12月18日に改正され、上記の旧法第71条の部分、即ち、経営範囲超過経営活動に対する罰則に関する内容は削除されました。この削除改正は、同法の改正議論において、

経営範囲超過経営活動を法により規制することは現実の経営活動に無用な法的制約を課すものであり、市場経済の原則に合わず、その抑制は私法上の扱いに任せればよく、法の規制は、国の許可等の経営取締規制に違反した場合を対象とすれば足りる等の意見を容れて行われたと、一般的に説明されています。B社の顧問弁護士の見解は、上記の「会社登記管理条例」の改正経緯を踏まえた見解のようです。

## 2 外商投資企業の経営範囲超過経営活動規制

経営範囲超過経営活動に係る法規制の変遷は、前記のとおりなのですが、「契約法」に関する私法解釈や、「会社登記管理条例」の改正により、外商投資企業についても、その経営範囲を超過する経営活動は、当該経営活動が行政許可等の特別な法規制が適用されるようなものでないのであれば、適法な経営活動であると解釈することができるのでしょうか？そもそも外商投資企業は、その投資プロジェクトの内容が「外商投資産業指導目録」等によって分類され、一定の投資プロジェクトについては政策上の規制を受け、その成立については、事業の実行可能性研究報告書や定款が認可機関の審査認可の対象文書とされる等、その経営範囲に関する法的及び政策的な規制が中国の国内資本の会社と大きく異なります。仮に、外商投資企業が原則として経営範囲による活動規制をなんら受けないとすると、一旦、会社を設立した後は、行政許可により規制される経営活動を除き、自由にその事業内容を変容し、審査認可を受けていない事業についてもこれに適法に従事することができるという解釈も可能となり、上記の行政機関による成立認可規制の意義を実質的に喪失させてしまう可能性もあります。

上記の点について、「改正会社法」及び「改正会社登記管理条例」施行後に、国家工商行政管理総局及び商務部等の政府機関は、連名で「外国投資家が投資する会社の審査認可及び登記管理に係る法律の適用の若干の問題に関する執行意見」を公布し、その第27条で次のように規定して、行政解釈を示しています。

「外国投資家が投資する会社が審査承認を受け登記された経営範囲を超えて、無断で『外商投資産業指導目録』の奨励類、許可類のプロジェクトの経営活動に従事した場合には、会社の登記機関は、『会社登記管理条例』第73条の規定を適用して処罰を科する。

外国投資家が投資する会社が審査承認を受け登記された経営範囲を超えて、無断で『外商

投資産業指導目録』の制限類、禁止類のプロジェクトの経営活動に従事した場合には、会社の登記機関は、『審査承認を受け登記された経営範囲を超えて、無断で許可証又はその他の認可文書を取得して従事しなければならない経営活動に従事した違法経営行為』と判断し、『無許可経営調査取締弁法』の規定を適用し処罰を科することができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。」

上記の行政解釈は、外商投資企業の経営範囲超過経営活動は、一律に、行政処罰を受ける違法行為であることを前提とするものです。更に、当該違法行為について、「外商投資産業指導目録」の業種区分に従い、違法性が低く、奨励類及び許可類に属する場合には「会社登記管理条例」の罰則を、制限類及び禁止類に属する場合には「無許可経営調査取締弁法」の罰則を科するというものです。

上記の行政解釈については、「契約法」に関する司法解釈や、「会社登記管理条例」の改正により、一律に会社の目的たる経営範囲の設定が行政取締規制を完全に排除する法的根拠とはならないという合理的な解釈を基礎とする点は適正であるといえるとしても、なぜに外商投資企業における経営範囲規制が政策的規範である「外商投資産業指導目録」の業種分類により行政処罰規定の適用関係が定められることになるのか等、法的には、その理解の合理性に疑義のある部分もあります。しかし、少なくとも、外商投資企業の経営範囲超過経営活動について行政処罰は適用されないとする理解は適当ではない、という解釈の根拠となる規範とはいえずそうです。

## 2 本ケースにおける考察

本ケースでは、試作製品の試験等の役務提供が、「外商投資産業指導目録」のいずれの業種分類に該当するのか確実に判断することが困難ですが、一般的には、制限類や禁止類には該当しない取引行為であると推測されます。B社の経営範囲の記載が「上記製品に関する技術サービス及びコンサルタントの提供」とされていることから、「上記製品」にかかわらない製品の試験等に関する役務(サービス)の提供に係る取引行為は、その文理を厳密に解釈すると、経営範囲を超える取引行為として、「会社登記管理条例」第73条の規定による行政処罰、即ち、期限を定めた登記(経営範囲の変更に関する変更登記)命令、期限を徒過して登記しない場合には1万元以上10万元以下の罰金、事情が重大な場合には営業許可証の取消しといった行政処罰を科される理論的おそれがあることとなります。

しかし、上記のように経営範囲の文理を常に厳格に解釈することを法は要求するのでしょうか? 会社が事業を展開する場合には、事業の実施に附帯する範囲及び会社の将来の事業にかかわる範囲で、厳密にいうと承認された経営範囲の記載を超える各種の取引行為や経営活動を行うことが不可避免的に生じてしまいます。こうした経営範囲超過活動は、弊職が知る限り、行政許可規制等の規範に反するものではない限り、実際に行政処罰が科されるといったことはありません。これは、現実的な問題として上記のような活動を行政処罰で規制することにより行政取締りにより実現する利益を実現することができないこと、行政処罰はその規制目的との関係で抑制的に行使されるべきであること、上記の経営範囲超過経営活動の法規制の変遷に記載したように、経営範囲超過経営活動に対する罰則を削除したことはこうした行為の抑止は私法上の調整にゆだねることが適当であるという考え方があること等が実際の理由なのではないかと思えます。

本ケースでは、試作に係る製品をB社が将来導入することができるかどうかをB社の親会社と共に検証する過程で生ずるB社の役務に対して親会社はその費用相当の対価を支払う取引のようです。このようなB社の事業の継続・発展にかかわる附帯的な取引行為をも経営範囲規制をもって行政処罰の対象とするという扱いは、やはり、行政処罰規制の目的を超えた扱いと解釈することができるように思います。B社の顧問弁護士は、おそらく、上記のような考えの下、「会社法」の改正に伴い既に経営範囲超過経営活動については、行政処罰規制の適用を抑止的に行うという考え方が示されており、本件のような行為を上記の観点から違法とし、行政処罰を科するという扱いは、行政処罰規制の適用目的を超え許されるものでなく、実務的にもこのような事態は生じない、という判断を説明したのではないかと思えます。

露木・赤澤法律事務所  
 弁護士 赤澤 義文  
 外国法研究員 封 震

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

#### 2012年の中国GDP成長率 前年比7.8%の伸び

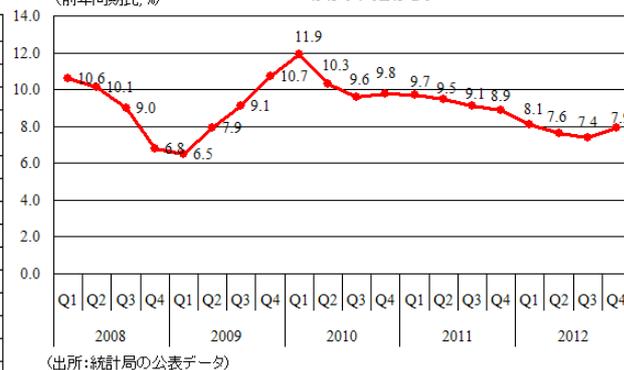
国家統計局の18日の発表によると、2012年の中国のGDP成長率は前年比+7.8%となり、2011年の同+9.2%から1.4ポイント低下した。四半期毎の推移では、第3四半期に7.4%と7四半期連続で減速したものの、第4四半期には7.9%に回復し、2012年は総じて穏やかな経済成長を遂げたとしている。2012年通年の固定資産投資は前年比+20.6%の36兆4,835億元と、伸び率は前年より3.2ポイント下落したものの、引き続き2桁台の高水準を維持した。2012年の工業生産(付加価値ベース)は前年比+10.0%の伸びで、2011年の+13.9%から下落。2012年の社会消費財小売総額は前年比+14.3%の20兆7,167億元と、2011年の同+17.1%から2.8ポイント下落したものの、引き続き安定した伸びとなった。

<2012年の主要経済指標>

項目	2012年12月		2012年		
	金額	前年比(%)	金額	前年比(%)	
国内総生産	(億元)	-	(億元) 519,322	7.8	
固定資産投資(除く農村企業投資)	(億元)	-	(億元) 364,835	20.6	
第一次産業	(億元)	-	(億元) 9,004	32.2	
第二次産業	(億元)	-	(億元) 158,672	20.2	
第三次産業	(億元)	-	(億元) 197,159	20.6	
民間固定資産投資	(億元)	-	(億元) 223,982	24.8	
工業生産(付加価値ベース)*	-	-	-	10.0	
社会消費財小売総額	(億元)	20,334	(億元)	207,167	14.3
消費者物価上昇率(CPI)	-	-	-	2.6	
工業生産者出荷価格(PPD)	-	-	-	▲1.7	
工業生産者購買価格	-	-	-	▲1.8	
輸出	(億ドル)	1,992.3	(億ドル)	20,489.4	7.9
輸入	(億ドル)	1,676.1	(億ドル)	18,178.3	4.3
貿易収支	(億ドル)	316.2	(億ドル)	2,311.1	-
対内直接投資(実行ベース)	(億ドル)	117.0	(億ドル)	1,117.2	▲3.7

\*: 独立会計の国有企業と年間販売額2,000万円以上の非国有企業を対象  
(出所: 国家統計局等の公表データ)

<GDP成長率推移表>



#### 2012年中国の人口構成動向 生産年齢人口が初の減少

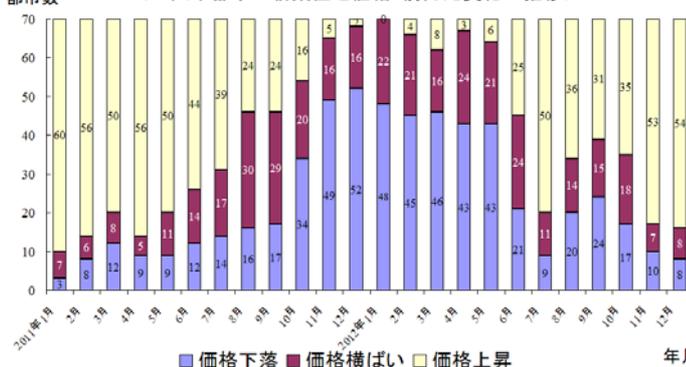
国家統計局の18日の発表によると、2012年末の中国の総人口は13億5,404万人となり、前年比669万人増加し、自然増加率は4.95‰と、2011年末の4.79‰を上回った。一方、15-59歳の生産年齢人口は前年比345万人減少して9億3,727万人となり、初めて前年を下回った。総人口に占める年齢階層別の割合を見ると、65歳以上が前年比+0.27ポイントの9.4%(1億2,714万人)、60~64歳が前年比+0.59ポイントの14.3%(1億9,390万人)、15-59歳が前年比0.60ポイントの69.2%となっている。同局は、生産年齢人口の減少は2030年まで続くと見込んでおり、懸念されている労働力の減少による成長鈍化については、今後、労働生産性の向上によって中国経済の持続的な成長を維持していくとの方針を示した。

### 【産業】

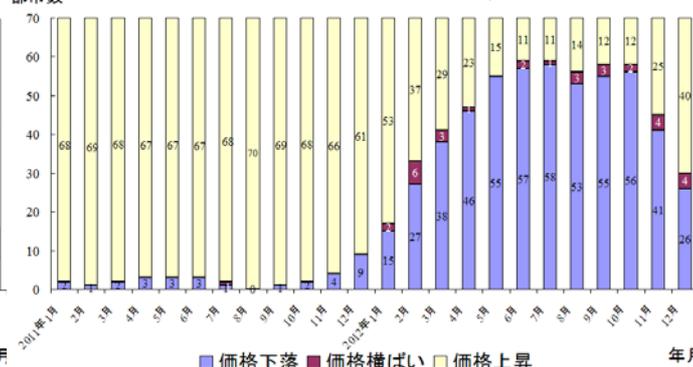
#### 2012年12月の70大中都市の住宅価格 前月比上昇が54都市に増加

国家統計局は18日、2012年12月の70大中都市不動産価格指数を発表した。新築商品住宅で価格が前月比上昇した都市は70都市中54都市となり、11月の53都市からさらに増加した。価格が最も上昇した都市は広東省の広州市で、前月比1.2%の上昇、その他、福州市(福建省)、深圳市(広東省)がそれぞれ同+1.1%、北京市同+1.0%、上海市同+0.7%となっている。また、対前年同月比でも価格が上昇した都市数は11月の25都市から40都市に急増する等、新築商品住宅価格の上昇傾向が顕著となっている。なお、中古住宅の価格で前月比上昇した都市数も11月の35都市から46都市に増加、対前年同月比でも11月の18都市から25都市に、いずれも増加を示している。

都市数 <70大中都市の新築住宅価格: 前月比変化の推移>

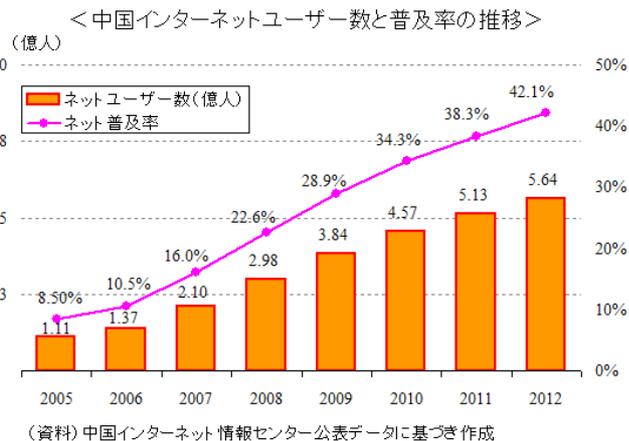


都市数 <70大中都市の新築住宅価格: 前年同月比変化の推移>



2012 年末のネットユーザー数 前年比 5,090 万人増加の 5 億 6,400 万人

中国インターネット情報センター(CNNIC)が 15 日に発表した統計報告によると、2012 年末時点の中国のネットユーザー数は前年比 5,090 万人(+9.9%)増加して 5 億 6,400 万人に達し、ネット普及率は前年比 3.8 ポイント上昇して 42.1%となった。同センターによれば、近年、ネットユーザー数とネット普及率の伸びは縮小傾向にあるが、携帯電話によるインターネットの利用者数は急増しており、前年比 18.1%(6,440 万人)増加の 4 億 2,400 万人に上り、ネットユーザー全体に占める割合も 2011 年末の 69.3%から 74.5%に拡大している。スマートフォン等のタブレット端末の普及や無線 LAN の高速化が背景にあるとしている。利用目的別のネットユーザー数の伸びでは、電子メールの利用者数が前年比+2.0%の 2 億 5,080 万人と低水準に留まった一方、「微博」と呼ばれる中国版ツイッターの利用者数は前年比+23.5%の 3 億 861 万人と引き続き高水準で推移、うち、携帯電話による「微博」の利用者数は 2 億 200 万人と全体の 65.6%を占めた。また、インターネットショッピングの利用者数は前年比+24.8%の 2 億 4,202 万人、うち携帯電話による利用者数は前年比+136.5%の 5,550 万人と急速に拡大し、携帯電話がネットショッピングの普及を促している。



【貿易・投資】

2012 年 12 月の対内直接投資 前年同月比 4.5%減少、2012 年通年で前年比 3.7%の減少

商務部は 16 日の定例記者会見で、2012 年 12 月の対内直接投資(実行ベース)が前年同月比 4.5%の 117.0 億米ドル、新規に設立された外資企業数は同 7.8%の 2,422 社と共にマイナスの伸びとなったことを明らかにした。2012 年通年では、実行額が前年比 3.7%の 1,117.2 億米ドル、企業数が前年比 10.1%の 24,925 社と、いずれも前年割れとなった。産業別では、製造業が前年比 6.2%の 488.7 億米ドル、サービス業が前年比 2.6%の 538.4 億米ドルと、製造業向け投資の減少が目立った。投資国・地域別では、アジア 10 カ国/地域が前年比 4.8%の 957.4 億米ドルと落ち込む中、日本からの投資は前年比+16.3%の 73.8 億米ドルと 2 桁台の伸びを示した。また、EU 諸国全体で前年比 3.8%の 61.1 億米ドルとマイナスに転じたものの、スイス、オランダ、ドイツはそれぞれ前年比+58.1%、同+49.1%、同+29.5%と大幅に増加している。また、米国からの投資は前年比+4.5%の 31.3 億米ドルとプラスの伸びを維持した。2012 年の動向について、同部は、コスト引き下げを目的に生産拠点を中国から海外に移す企業はあるものの、大規模な移転は見られないと分析し、2013 年も引き続き外資導入規模の安定的な拡大を図っていくとの方針を示した。

【金融・為替】

人民銀行 2013 年金融工作会議開催 貸出の適度な増加、人民元クロスボーダー利用拡大を推進

中国人民銀行は 10 日～11 日、金融工作会議を開き、2013 年の人民銀行の主要任務として、金融政策、金融改革、クロスボーダー人民元業務、金融市場の発展、金融リスクの監視、外貨管理改革、金融サービスの現代化、経済・金融政策の国際協調の 8 つの分野に取り組むことを明らかにした。金融政策については、穏健な金融政策を継続するとし、貸出総量と社会融資規模の適度な増加によって実体経済の下支えを図るとの方針を示した。また、クロスボーダー人民元業務については、クロスボーダー貿易の人民元決済の迅速な審査手続の簡素化、香港等のオフショア人民元市場の発展支援を通じた海外での人民元利用の拡大、個人向けクロスボーダー人民元業務の展開、人民元適格海外機関投資者(RQFII)制度の試行推進、適格国内個人投資家(QDII2)制度の試行に向けた準備、二国間通貨スワップの推進を通じて、クロスボーダー人民元決済の拡大を図っていくことを強調した。

## 人民元の動き

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2013.01.14	6.2130	6.2124~6.2210	6.2192	0.0031	6.9600	-0.0314	0.80215	0.0005	8.3050	0.0602	3.1500	2420.01	71.91
2013.01.15	6.2170	6.2136~6.2187	6.2136	-0.0056	6.9960	0.0360	0.80154	-0.0006	8.3098	0.0048	2.7100	2434.62	14.61
2013.01.16	6.2177	6.2150~6.2180	6.2165	0.0029	7.0611	0.0651	0.80176	0.0002	8.2545	-0.0553	2.7804	2417.63	-16.99
2013.01.17	6.2172	6.2143~6.2193	6.2160	-0.0005	7.0168	-0.0443	0.80180	0.0000	8.2738	0.0193	2.7500	2391.81	-25.82
2013.01.18	6.2155	6.2142~6.2163	6.2154	-0.0006	6.9045	-0.1123	0.80170	-0.0001	8.3113	0.0375	2.7400	2425.51	33.70

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

## RMB レビュー&アウトルック

### ~狭いレンジでの推移が継続する見込み~

今週の中国人民元は6.21 台での取引に終始した。中国人民銀行が設定する対ドル基準値は6.27 前後とこれまでよりやや人民元高水準であり、15 日には5 月以来となる6.2691 まで切り上げられた。だが、15 日の人民元の上昇幅は基準値比0.89%に留まり、人民元が買い進まれる展開にはならなかった。一方6.21 台後半では底堅く、人民元は狭い値幅での推移となった。

今週は経済指標の発表が相次いだ。12 月の鉱工業生産や小売売上高が市場予想を上回る伸びとなったほか、第4 四半期 GDP 成長率も市場予想、前回値共に上回っており、景気の底打ちをうかがわせる結果となった。また、同時に発表された2012 年通年のGDP 成長率は7.8%となった。政府目標である7.5%は上回ったものの、2011 年の9.3%からは大きく鈍化し、約13 年ぶりに8%を割り込んでいる。中国国家統計局は、GDP への伸び率の寄与度は、消費が4.1%、投資が3.9%、純輸出が0.2%だったと発表しており、世界景気の鈍化を受けた輸出の低迷がGDP を押し下げている。中国は投資依存型経済であり、GDP における投資の寄与度が大きい。新政権は経済成長の「質の向上」を重視するとしており、「内需の拡大」にも重点をおく旨を明らかにしている。今後どのような策を講じてくるかが注目されよう。

来週は現水準での推移を見込む。相場が許容幅上限で膠着する状況はかなり改善されており、これまでのように基準値の設定水準につれて上下する値動きにはなっていない。人民元は狭いレンジでの推移が継続しそうだ。

(1月18日作成) (市場企画部市場ソリューション室 グローバルマーケットリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しく申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。